

省エネ家電等マーケットモデル事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、統一省エネルギーラベル5つ星の家電製品等（以下「5つ星等省エネ家電等」という。）への買換えを対象とした買換え促進事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

一 統一省エネルギーラベル5つ星のエアコン及び冷蔵庫（以下「5つ星省エネ家電」という。）を対象とした買換え促進事業

民間企業

ア 家電を販売する小売業者

（実店舗販売またはインターネット通信販売、もしくはその両方を行う法人及び個人事業主）

イ 家電を販売する店舗が出店しているインターネット・ショッピングモール事業者

二 中小小売店（中小企業基本法に該当する中小小売店（以下「中小小売店」という。））が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具（LEDシーリングライト及び工事が伴うLED照明を対象とする。以下同じ。）買換え促進事業

民間企業

家電を販売する小売業者のうち、中小小売店
三 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業
民間企業

5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業（5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業を含む）と合わせて行う事業者に限る。

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣と速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
省エネ家電等マーケットモデル事業	① 5つ星省エネ家電(エアコン、冷蔵庫)を対象とした買換促進事業	① 5つ星省エネ家電(エアコン、冷蔵庫)に対して補助事業者が定める経費	補助事業者が必要と認めた額	別途定める定額
	② 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業	② LED照明器具に対して補助事業者が定める経費	補助事業者が必要と認めた額	別途定める定額
	③ 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業	③ 事業(インターネット通信販売サイトに「COOL CHOICE」を訴求し5つ星省エネ家電等及びLED照明器具の販売促進を行う場合であって、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」の活用による省エネルギー性能の高い機器への買換促進や国民運動「COOL CHOICE」の賛同を促すことを目的として「COOL CHOICE」特設サイトを新たに構築す	補助事業者が必要と認めた額	別途定める定額

		る事業) を行うために必要な業務費（賃金、社会保険料、通信運搬費、委託料、雑役務費、使用料及び賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費		
--	--	--	--	--

